

省

令

○法務省令第七号

戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）第三百二十一条の規定に基づき、戸籍法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年三月八日

法務大臣 古川 禎久

戸籍法施行規則の一部を改正する省令

戸籍法施行規則（昭和二十二年司法省令第九十四号）の一部を次のように改正する。  
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分とこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>第十一条の二 〔略〕</p> <p>〔一・二 略〕</p> <p>イ 国民健康保険、健康保険、船員保険 若しくは介護保険の被保険者証、共済組合員証、国民年金、厚生年金保険若しくは船員保険に係る年金証書、共済年金若しくは恩給の証書、戸籍謄本等の交付を請求する書面に押印した印鑑に係る印鑑登録証明書又はその他市町村長がこれらに準ずるものとして適当と認める書類</p> <p>ロ 〔略〕</p> <p>〔三〇五 略〕</p>	<p>第十一条の二 〔同上〕</p> <p>〔一・二 同上〕</p> <p>イ 国民健康保険、健康保険、船員保険 若しくは介護保険の被保険者証、共済組合員証、国民年金手帳、国民年金、厚生年金保険若しくは船員保険に係る年金証書、共済年金若しくは恩給の証書、戸籍謄本等の交付を請求する書面に押印した印鑑に係る印鑑登録証明書又はその他市町村長がこれらに準ずるものとして適当と認める書類</p> <p>ロ 〔同上〕</p> <p>〔三〇五 同上〕</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。

附則

この省令は、令和四年四月一日から施行する。

告

示

○金融庁告示第四号

ザ・ブリタニヤ・ステイム・シップ・インシュアランス・アソシエーション・リミテッドより保険業法（平成七年法律第五号）第二百九条第五号及び第六号の規定による届出（事業の全部の譲渡及び保険業の廃止）があり、同法第二百七十三条第二項の規定により同社に係る同法第八十五条第一項の免許がその効力を失ったので、同法第二百七十四条第四号の規定に基づき、告示する。

令和四年三月八日

金融庁長官 中島 淳一

○消費者庁告示第一号

消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律（平成二十五年法律第九十六号）第六十九条第二項の規定に基づき、別表に掲げる者について特定適格消費者団体の認定の有効期間の更新をしたので、同条第六項の規定により準用する同法第六十八条第一項の規定に基づき公示する。

令和四年三月八日

消費者庁長官 伊藤 明子

別表（特定適格消費者団体名簿）

特定適格消費者団体の名称	特定適格消費者団体の住所	被害回復関係業務を行う事務所の所在地	特定認定の有効期間の更新をした日
特定非営利活動法人消費者支援ネット北海道	札幌市中央区北四条西十二丁目1番55号 ろくろビル3階	札幌市中央区北四条西十二丁目1番55号 ろくろビル3階	令和四年二月十七日

○外務省告示第九十三号

令和四年二月十八日にアクラ（ガーナ）で、シエラレオネ共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する次の概要の書簡の交換が世界食糧計画との間に行われた。

- 協力の目的及び内容 食糧援助規約に関連して行われる食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入
- 贈与額 二億円
- 署名者 日 本 側 望月寿信在ガーナ大使  
世界食糧計画側 バーバラ・クレメンズ在ガーナ事務所代表

令和四年三月八日

外務大臣 林 芳正

○外務省告示第九十四号

令和四年二月十八日にアクラで、ガーナ共和国における米バリューチェーンの収穫後の過程における付加価値向上のための技術向上及び品質管理体制構築計画との間に行われた。

- 協力の目的及び内容 米バリューチェーンの収穫後の過程における付加価値向上のための技術向上及び品質管理体制構築計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
- 贈与額 四億二百万円
- 署名者 日 本 側 望月寿信在ガーナ大使  
国際連合工業開発機関側 ファアクルディン・アジジ在ガーナ事務所代表

令和四年三月八日

外務大臣 林 芳正

○外務省告示第九十五号

令和四年二月二日にビエンチャンで、ラオス人民民主共和国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がラオス人民民主共和国政府との間に行われた。

- 協力の目的及び内容 経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な両政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入
- 贈与額 十億円
- 署名者 日本側 小林賢一在ラオス大使  
ラオス側 ポーサイ・カイカムピトゥーン外務副大臣

令和四年三月八日

外務大臣 林 芳正